

オークネット

ブランド・オークション

参加規程

運営規程

(V e r . 2 . 0 0)

2021年 5月 1日改訂版

2021年 3月13日改定版

2021年 2月 2日改訂版

2020年 5月27日改訂版

2020年 4月15日改訂版

2019年10月23日改訂版

2019年 2月13日改訂版

2018年12月25日改訂版

2018年 9月 1日改訂版

2018年 6月 5日改訂版 (運営規約のみ改定)

2017年12月 1日改訂版 (市場規約のみ改定)

2015年 9月12日改訂版 (運営規定のみ改定)

2015年 7月 7日改訂版 (運営規定のみ改定)

2013年12月 2日改訂版 (市場規約のみ改訂)

2013年 7月 4日改訂版 (市場規約のみ改訂)

2012年10月17日改訂版 (運営規程のみ改訂)

2012年 7月18日改訂版 (運営規程のみ改訂)

2012年 2月15日改訂版 (運営規程のみ改訂)

2011年 8月24日改訂版 (運営規程のみ改訂)

2011年 3月23日改訂版 (運営規程のみ改訂)

2010年 7月28日改訂版 (運営規程のみ改訂)

2010年 3月31日改訂版 (運営規程のみ改訂)

2010年 2月17日改訂版 (運営規程のみ改訂)

2009年 9月16日改訂版

2009年 6月12日改訂版 (運営規程のみ改訂)

2009年 1月 9日改訂版 (運営規程のみ改訂)

2008年11月28日改訂版

2008年10月21日初版

目次

参加規程

参加規程（第1条～第16条）	3 ～ 6
----------------	-------

運営規程

第1章参加	7 ～ 8
第2章出品・落札	8 ～ 11
第3章検品	12 ～ 14
第4章配送	14
第5章クレーム	15 ～ 19
手数料規定	19 ～ 20

オークネット・ブランドオークション参加規程とは、古物競りあっせん及びプレミアムモールに関する規程である。

オークネット・ブランドオークション運営規程とは、以上に掲げる規定の総称である。

参加規程

第 1 条 (ブランド・オークション)

オークネット・ブランドオークション（以下、「オークション」という）は、株式会社オークネット（以下、「当社」という）が運営し、オークションの参加者（以下、「会員」という）は参加規程及び運営規程を遵守したうえで、ブランド・オークションに参加する。

第 2 条 (目 的)

オークションは次の事項を目的とする。

- ①時計宝飾品類・皮革ゴム製品類・衣料品類・美術品類・道具類・金券類・写真機類・機械工具類・書籍及びその他当社取扱い商材（以下、「取扱い商材」という）の会員間取引に関する運営事業。
- ②取扱い商材情報の提供。
- ③取扱い商材の相場情報の提供。
- ④売手、買手双方の利便が公益的に生じ、業界の発展に寄与すること。

第 3 条 (所 在 地)

当社は、東京都港区北青山 2－5－8 にその本拠地とする。

第 4 条 (取引の日時)

①オークションは、古物競りあっせんとして原則毎週土曜日から火曜日の期間に開催するものとする。オークション開始時間は土曜日午前0時から終了するまでとする。又、オークション開催日は、当社都合により変更する場合がある。

②プレミアムモールは、原則 24 時間毎日開催する。但し、電話による受付は、当社営業日の午前 10：00 から午後 5：30 までとする。

なお、事前通知によりオークションを休催、又は開催時間を延長又は短縮することがある。

第 5 条 (会員の資格)

当社が定める会員資格は、以下の通りとする。

- ①会員は、当社が会員名簿に登載する事を認めかつ、会員所在公安委員会発行の「古物取扱い許可証」の所有者でなければならない。
- ②当社が要請する必要書類を提出し、入会審査に合格しなければならない。
- ③常設の営業拠点を有し、現に営業活動を行っていないなければならない。

- ④オークネット参加基本契約書（以下、「基本契約」という）を締結していなければならない。
- ⑤当社指定のIDを取得しなければならない。

第 6 条（取引の方法及び取引結果の遵守）

- ①当社は、当社が提供するシステムを利用した売買により売手、買手の取扱い商材取引の仲介を行う。
- ②会員は、当社における取引のすべての結果を遵守しなければならない。

第 7 条（任意解約）

会員は、1ヶ月の予告をもって、任意に退会することができる。

第 8 条（禁止行為）

会員は、次の行為をしてはならない。

- ①会員以外の者を、オークションに参加させること。
- ②不正品及び盗難品・遺失物などの疑いのある商材の取引を行う事。
- ③その他当社の定める諸規約、諸規程、諸契約及び参加マニュアルで定める条項に違反すること。
- ④当社指定IDを利用して権利を譲渡又は貸与すること。
- ⑤当社指定専用サイトを利用して、一般顧客に対しインターネット・出版物・チラシなどの如何を問わず業販価格及び卸売価格を知らせること。
- ⑥法令又は本規約等に違反する行為。
- ⑦虚偽の情報の書き込み、配信などを行うこと。
- ⑧当社又は他のユーザーの利益を侵害すること。
- ⑨手元にない商品を予約・取り寄せで販売する行為。
- ⑩当社が提供するインターフェイスとは別の手法を用いてサービスにアクセスすること。
- ⑪その他、当社が不適切と考える行為。

第 9 条（参加制限）

下記の各号の1つに該当する場合、当社は、当該会員のオークション及びプレミアムモールへの参加、又は当社の商材情報提供を制限することができる。

- ①当該会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき。
- ②当社を介さず、売手、買手、購入店双方の談合によって取引したとき。
- ③一般顧客に対し、業販価格及び卸売価格を知らせたとき。
- ④その他当社の定める、諸規約、諸規程、諸則、参加マニュアルに違反したとき。
- ⑤当社が会員相互の利益につながらないと判断したとき。

⑥その他当社が、オークションへの参加を不相当と認めたとき。

第 10 条（品位の保持）

会員は、社会道徳を重んじ会員にふさわしい行状の保持に努めなければならない。

第 11 条（除名及び契約の解除）

1 当社は、会員が以下の各号に違反した場合、除名及び契約の解除ができるものとする。なお、会員が除名された場合、基本契約も効力を失うものとする。

- ①基本契約、又は当社が定めた規程などに違反した場合。
- ②オークションの正常な運営を損なう行為に対し、当社の指導、勧告に従わない場合。
- 2 会員が前各号のいずれかに該当したときは、当社からの請求又は通知により会員は、期限の利益を失うものとする。
- 3 当社は、第1項各号により会員に対し、契約の解除がなされた場合、契約の解除に伴う損害賠償その他財産上及び非財産上の如何なる要求もできる。

第 12 条（クレーム及びトラブル処理）

- ①当社は、商材取引成立後に、商材の品質及び機能動作について、不良又は誤表示の事実が判明した場合、運営規程に基づいて当社が売手、買手双方の調停処理、又は裁定を行う。
- ②前項①以外のトラブルについては、当社が調停処理、又は裁定を行う。
- ③当社の裁定の結果については、売手、買手ともこれに従わなければならない。

第 13 条（オークションの運営）

オークションの運営については、参加規程、運営規程のほか、別途定める基本契約、諸則、参加マニュアルに基づきとり行われる。

第 14 条（運営上の免責）

公衆回線網によるシステムの為、以下の場合には免責として会員からの契約の解除及び損害賠償の対象とはしない。

- ① 公衆回線網の障害により正常な売買及び情報の受配信が行われなかったとき。
- ② 当社が発行したID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによる損害の責任。
- ③ その他基本契約に定める事項。

第 15 条（参加規程の改訂）

当社は、諸般の情勢の変化により参加規程の改訂が必要と判断した場合、必要な範囲内で変

更できるものとする。この場合、当社は変更後の条項等について効力発生日を定め、当社のウェブサイト等において変更内容を事前に周知する。

第 16 条（手数料）

オークションに参加する会員は、当社が別途定める方法により、手数料を支払わなければならない。

改訂歴

2021 年 5 月 1 日 施行

運営規程

第1章 参加

第1条（参加資格）

- （1）オークネット・ブランドオークション（以下、「オークション」という）又はプレミアムモール（以下「モール」という）の参加資格者は、原則、参加規程第5条の諸条件を充足し、かつ株式会社オークネット（以下、「当社」という）が参加を認めた者とする。
- （2）会員はオークション及びモール及びその他当社の全ての取引に於の適正化及び健全化を目指し、真摯に取引を行わなければならない。

第2条（オークション参加）

オークション及びモールに参加する会員は、参加資格を得た者が、次項の手続きを完了しなければならない。

- （1）オークション又はモール参加の為に、基本契約又は準会員契約を締結すること。
- （2）指定の条件を満たしたパソコンの設置、インターネット回線・ルーター等の作動確認が完了していること。

第3条（取引の方法・開催・起算日・受付期限）

- （1）オークション又はモールは、当社が運営するオークネットブランドオークションウェブサイト（以下、「ウェブサイト」という）にて、地上通信網、又は専用ソフトを利用したオークション開催により、出品会員、落札会員間の時計宝飾品類・皮革ゴム製品類等の取引仲介を行う。
- （2）起算日とは、オークション開催日のことを指す。オークションが複数日に渡る場合は、開催最終日をもって起算日とする。
- （3）運営規程（以下、「本規定」という）第1章から第6章の各項の定める起算日ならびに受付期限は、特別な定めのない限りオークション開催日の当社受付時間内とする。
尚、受付時間終了時刻は、当オークション終了後、開催毎に当社より案内を行う。

第4条（基本契約及び準会員契約解除）

- （1）当社は、会員が基本契約、準会員契約、参加規程、本規程及びオークション参加マニュアル、その他当社が定める規約・規程等に違反した場合、何らの通告・催告を要せずに契約解除ができるものとする。
この場合、会員の基本契約及び準会員契約は終了し、強制解約に対して、異議の申し立てをしないこととする。ただし、当社が事前に認めた場合、この限りではない。
- （2）契約解除がなされた場合、会員は期限の利益を同時に喪失するものとし、当社に対する支払債務、その他履行すべき債務等が存在する場合は、速やかに清算しなければならないものとする。

第5条（禁止行為）

会員は、以下の行為を行ってはならず、行った場合には、当社は直ちに参加制限、基本契約又は準会員契約を解除できるものとする。

- （1）参加規程第8条の行為。

- (2) 出品商品をオークション及びモールによらず、売り手（以下、「出品会員」という）、買い手（以下、「落札会員」という）双方の談合によって取引すること。
- (3) 当社及び当社サービスを誹謗中傷するような行為等、品位を損なう行為。
- (4) ウェブサイトに掲載されている情報を、当社に無断でインターネット・出版物・チラシ等の如何を問わず掲載する行為、又はこれに類似する行為。
- (5) ウェブサイト及びIDを利用する権利を譲渡又は貸与する行為。
- (6) その他、当社が禁止する行為。

第6条（参加制限）

参加規程第9条に違反した場合、当社の判断において一定期間の取引停止、与信額の減額、又はペナルティ等の請求をすることができる。
また、参加制限されている期間の月額使用料は発生するものとする。

第7条（代金決済）

代金の決済は、本規程第2章に定める方法によるものとする。

第8条（手数料）

会員は、当社の定める方法により、手数料を支払うものとする。

第9条（クレーム・トラブル処理）

参加規程第12条により、当社は会員からの依頼を受け、クレーム・トラブル処理の仲介を行う。

第10条（規約・規程等の改訂の通知）

- (1) 当社が必要と認めた場合、本規定等関係規定の改訂を随時、任意に改訂することができる。
- (2) 改訂した内容については、効力発生日を定め、事前にウェブサイト上の画面、電子メール、FAX等にて通知する。
- (3) 改訂の通知の到着は、オークション利用契約条項、サービス利用契約条項の定めに従うものとする。

第11条（詳細事項）

本運営規程の細則については、当社が別途作成する参加マニュアルに定めるものとする。

第2章 出品・落札

第1条（運営方法）

- (1) オークションは、出品会員が商品を売却する意思を持ち、古物取扱商品を出品して、落札会員が商品の購買意欲を持って適正に競りを行うものである。
- (2) 会員は、別途定める参加マニュアルに基づき参加しなければならない。
- (3) オークションの開始及び終了は、当社のオークションシステムが保持する時間で行い、入札信号受信については、当社のオークションシステムが処理した信号に従うものとする。

第2条（出品会員）

出品会員は、古物取扱商品の出品に際し、終局的にエンドユーザーが利用することに鑑み、エンドユーザーの立場に立ち、次の義務を負う。

- (1) 本規程第3章に定める検品を理解し、実行することができること。
- (2) 当社の検品に基づき、出品予定商品の品質・瑕疵・仕様等の結果を誠実に申告すること。
- (3) 成約後、(2)の出品申告内容と実際の商品との間に相違が生じた場合、建設的かつ円滑に協力し、オークション参加者間における当社の判断を遵守することができる者であること。

第3条（出品基準）

出品商品は次の基準に適合したものでなければならない。

- (1) 本規程第3章第3条に抵触しない商品
- (2) 所有権が出品会員にある商品

第4条（出品会員の参加確認義務）

出品会員は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 出品会員は検品後、ウェブサイトに表示される検品結果、出品商品画像をオークション開催前迄に確認し、相違があった場合、(2)で定める時間までに当社へ申告しなければならない。
但し、当社にて追加した画像は、当社が認めた場合にのみ差し替えができるものとする。オークション成約後における検品結果の相違・画像違い等に起因するクレームは出品会員の責任とする。
- (2) 出品会員は、出品予定商品の内容を、ウェブサイトの自社出品一覧等から必ず確認しなければならない。万一、商品の売却希望価格の変更、出品取消及び商品情報の内容に相違があった場合は、オークション開催前日の当社営業時間内までに直接電話にて通知しなければならない。
- (3) オークションスタート価格の設定は、当社にて設定するものとする。
- (4) 商品登録画面の必要事項等が空欄の場合や、出品会員が登録した商品登録情報及び商品画像（以下、「出品情報」という）と実際の商品に相違がある場合は、出品取消となることがある。

第5条（出品手続）

出品の手続きは、次の手順で出品会員が行う。

- (1) 出品会員は、出品予定商品の写真（最低3枚）・売却希望価格や不具合箇所の他、必要項目の入力をウェブサイトから当社が定めた方法により行うこと。
但し、当社の判断で不適切な入力情報と認められる場合は、入力情報を削除、変更することがある。
- (2) 出品会員は出品予定商品を、当社が定める期限までにオークネットカスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という）へ送付すること。

第6条（出品手続期限）

- (1) 出品手続きは、当社が定める期限までに行うものとする。
- (2) 当社は、出品予定商品の商品数を諸事情により制限することがある。

第7条（調整権限）

- (1) 当社は、参加マニュアルに定めることに従い、出品店が申告した売りつくし価格前及び出品店のスロー操作後において、売りつくし操作をすることがある。
- (2) 当社は、顧客サービス及び適正な流通の維持等を目的とした応札行為を行うことがある。

第8条（取引）

- （1）会員はオークション取引において、当社システムによる全ての結果を遵守しなければならない。
- （2）当社が流通を好ましくないと判断する商品を出品した場合、当社は出品の取消を行うことがある。
- （3）当社は、会員から提供された商品情報（諸元・特徴・ダメージ・画像等）を、当社が認めた越境ECサイト又は他社ウェブサイト上に掲載又は転用し取引することができる。この範囲内において会員は、当社に対し、商品情報の使用を無償で許諾する。
- （4）前各号に規定されている内容について、会員は当社に異議申し立てできないものとする。

第9条（出品会員への代金決済）

- （1）出品会員に対する決済は、次のとおりとする。
 - ①オークション起算日翌日に、出品会員の当社登録銀行口座へ、オークションで発生した手数料、落札商品代金等を差し引いた金額を振込みで支払う。
 - ②出品会員は、成約手数料その他の費用及びペナルティ等を、オークション計算書に定める期日迄に当社に対し支払わなければならない。
- （2）出品商品が成約しなかった場合も、出品に要した費用及び手数料は全て出品会員の負担とし、当社に手数料等を支払った場合もその返還は行わない。

第10条（商品の売却）

- （1）落札会員が定められた期日までに落札商品代金・落札手数料等を支払わなかった場合、支払期日を過ぎた時点で、当社が評価する価格をもって残債務に充当することができる。尚、商品売却の評価価格は、当該商品の落札価格又は、当オークション相場を基準とする。
- （2）落札会員は、当社が定めた期日までに支払いを怠った場合、その結果生じた当社の損害金を当社に支払わなければならない。

第11条（落札会員）

- （1）落札会員は、当社と締結した基本契約、準会員契約及び運営規定等を十分に理解し参加しなければならない。
- （2）落札会員は、落札希望の出品情報を十分に把握した上でオークション又は、モールに参加しなければならない。
- （3）商品落札後は、当社が指定した方法で、落札手数料及び落札商品代金を支払わなければならない。
- （4）落札商品についてクレームが生じた場合、建設的かつ円滑に解決しなければならない。

第12条（落札方法）

オークションは、競り上げ方式で行い、落札方法は以下の方法がある。

- （1）出品会員が設定した売却希望価格に対し、一番高額で応札した場合、落札する事が出来る。尚、応札1回あたりの競り上げ価格は、当社規定の単位とする。
- （2）会員がオークションに自ら応札が出来ない場合、ウェブサイトより落札の代行を申込み、落札することができる。

- (3) オークション流札後、競り当日の当社受付時間内であれば、当社を介して後商談を申込み、落札することが出来る。
その場合、後商談を申し出た会員は、当社に対し、規定の商談手数料を支払わなければならない。

第13条（与信）

オークションにおいて、当社が会員に対して立替払いできる限度額の総額を与信限度額と呼び、各会員の与信限度額は当社が定め、各会員は次の項目に従うものとする。

- (1) 与信限度額は、当社が決定し、会員はその決定額に不服を申し立てないものとする。
(2) 与信限度額を超えての商品の落札はできないものとする。
(3) 与信限度額を超える応札及び入札を希望する場合は、オークション開始3日前までに当社に申請するものとし、当社が適正と判断した場合に限り、与信限度額を超えて応札及び入札ができるものとする。

第14条（落札会員の商品確認義務）

落札会員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) オークションにて商品を落札した場合、商品の状態と出品情報を確認し、相違があった場合、直ちに当社へ申告しなければならない。
(2) 落札商品が納品されたとき、速やかにその状態を確認し、落札商品と出品情報に相違があった場合、第5章10条に定める期間内に、当社指定の方法で申告しなければならない。尚、期間経過後の申告は一切受け付けないものとする。

第15条（落札会員の代金決済）

落札会員は、商品を落札した場合、以下に定める基準に従い代金決済をしなければならない。

- (1) 落札商品代金及び手数料等は、オークション計算書に定める期日迄に、当社指定の銀行口座に振り込むものとする。また、当社は、落札代金及び手数料等の入金を確認された後、落札商品を落札会員へ発送するものとする。
(2) 手形、小切手等の有価証券での支払いは一切不可とする。

第16条（遅延損害金）

会員は、当社に対し債務の支払いを怠った場合、年14.6%(1年を365日とする日割り計算)の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第17条（差引計算）

当社と会員間において、同時期に相對する債権が発生している場合、当社が会員に対して有する債権の支払い期限に関わらず、差引計算にて精算するものとする。

第18条（保証限度額）

- (1) 連帯保証人は、会員が当社に対して負担する一切の債務を保証し、会員と連帯して債務を履行する。但し、金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務は、主たる債務の範囲に含まれない。
(2) 連帯保証人の保証する限度額（以下「保証限度額」という）は1,000万円とする。
(3) 前項の保証限度額は、連帯保証人の保証契約締結時期に関わらず、全ての連帯保証人に適用する。

第3章 検品

第1条（検品目的）

オークション又はモールの出品制限に抵触しない商品である事の確認、及び出品会員の申告内容を前提とした公正かつ客観的な立場で評価点を付すことを目的とし、検品の結果について当社は責任を負わないものとする。また、評価点への疑義も原則として受付けられないものとする。

第2条（出品商品の検品）

- （1）出品会員は、出品しようとする商品の状態を正確に出品情報として提示しなければならない。
- （2）当社の検品は、出品会員による申告内容のチェックを行い、出品情報として開示するものとする。
- （3）出品会員は、申告内容及び当社検品後の出品情報を確認するものとし、相違があった場合、全てその責任を負うものとする。
- （4）出品商品を分解や取り外しを行わないと判明しない不具合箇所に関しても出品会員の責任とする。
また、出品会員の申告不備について、出品会員は一切の責任を負うものとする。
- （5）当社は、検品の結果により、第3条（出品制限基準）に該当する疑い又は該当した場合、出品制限を行う。

第3条（出品制限基準）

- （1）オークションに出品することが出来ない商品は、以下のとおりとする。
 - ①粗悪商品
粗悪商品とは、商品本体及びその付属品等を問わず、通常使用を超えるダメージや機能に著しく欠陥を生じた商品をいう。
 - ②不正品
不正品とは、コピー商品、加工商品、商標権及び意匠権等の第三者の知的財産権を侵害している商品のことをいう。
尚、商標権者、メーカーに無断で時計本体にアフターダイヤ加工やリダン、文字盤入替等の改造を行った商品も不正品と見なす。
 - ③ 盗難品、遺失物等の出品会員が所有権を有しない商品。
 - ④ 上記②～③の疑いのある商品。
 - ⑤ 第4条（評価基準）に規定する、評価点「D」に満たないダメージが見受けられる商品。
 - ⑥ 当社が、オークション又はモールでの取引を困難と判断した商品。
- （2）当社は、出品会員が前項の商品を出品した場合、又は、出品した商品がその他オークションの定める基準に適合しなかった場合には、出品会員に対し出品制限を行うものとする。
- （3）オークション又はモール取扱外メーカー商品について、オークション又はモールで取扱いを開始する場合、ウェブサイト、FAX又は書面等による何れかの方法にて通知し、通知の内容に基づき出品可能とする。

第4条（評価基準）

（1）評価基準は以下の通りとする。

①総合評価

内装、外装、機能についてそれぞれ評価を行い、それらを総合的に評価したものが下記の総合評価となる。また、評価点欄に「F」が表示されている場合は、評価点が付与されていない商品を指す。

評価点	状態
S	・ほぼ瑕疵がなく、非常にきれいな中古品 ・会員申告があり、かつ当オークションが認めた未使用品 ・機能面で問題が無い
A	・状態の良い中古品 ・目立たない軽微な使用感、瑕疵がある ・機能面で問題が無い
B	・目立たない使用感のある中古品 ・目立たない使用感や、瑕疵がある ・小程度及び、目立たない中程度の瑕疵がある ・機能面で大きな問題が無い
C	・評価点Bよりも目立つ使用感が感じられる中古品 ・評価点Bよりも目立つ瑕疵や汚れがある ・機能面での問題が多少見受けられる ・場合によりリペアが必要
D	・非常に目立つ瑕疵や汚れがある ・使用感が強く感じられる ・機能面での問題が見受けられる ・あきらかにリペアが必要

評価点相応と判断した瑕疵については、記載を省略する場合がある。
記載を省略した評価点相応の瑕疵及び、評価点Dの商品については、原則、免責とする。
但し、当社が認めた場合のみ、クレームの申告を受付する場合がある。

② ー 1 （時計・貴金属類・宝石類）外装評価

評価	状態
S	当会場が認めた未使用品・ほぼ瑕疵が無い
1	目立たない軽微な使用感や瑕疵がある
2	目立たない使用感や瑕疵がある
3	非常に目立つ使用感や瑕疵がある

時計は総合と外装のみの評価、一部商品については総合評価のみとする。

② ー 2 （バッグ類）外装・内装評価

施行：2021/3/13

評価	状態（ダメージ例）
S	（小）程度のダメージ ※保管に伴うもの 【ダメージ例】金具うす傷（小） 保管うす傷（小） 保管擦れ（小） 保管汚れ（小）
1+	（小）程度のダメージ ※使用に伴うもの 【ダメージ例】うす傷 うす汚れ 金具傷（小） 擦れ（小） 付根縁割れ（小）

1	(小) 程度のダメージ ※使用に伴うもの・(中) 程度のダメージ ※使用に伴うもの
	【ダメージ例】たたみしわ ヌメ革うす染み ヌメ革ヤケ(小) 縁擦れハゲ(小) 縁割れ(小) ヌメ革ヤケ(中) ふち擦れ(中)
2+	(中) 程度のダメージ ※使用に伴うもの・軽微な破損・劣化
	【ダメージ例】糸切れ(小) 色あせ(小) 柄ハゲ(小) 切れ(小) ・劣化ヒビ(小) しみ(小) ベタつきはがれ(小) うす傷(中) 金具傷(中) メッキハゲ(中) ・縁ヒビ(中) シワ(中) 汚れ(中) 縁擦れ(大) 補色 ホック割れ
2	見た目に影響がある(中) 程度のダメージ・(中) 程度の破損・劣化・(大) ダメージ ※使用に伴うもの
	【ダメージ例】コゲ跡(小) 付根切れ(小) ベタはがれ(小) ・色あせ(中) しみ(中) 擦れハゲ(中) ・ヌメ革ヤケ染み(中) 劣化ヒビ(中) ・メッキハゲ(大) ポケのみベタはがれ(大) 持ち手汚れ(大) ・欠損、塗装跡
3	(中) 程度の破損・劣化・商品性を損なう(大) ダメージ
	【ダメージ例】切れ(中) コゲ(中) ・変色(大) すり切れ(大) しみ(大) ・塗装不良 破損(大) ベタはがれ(大)

※上記のダメージ例は代表的なダメージ状態を抜粋。

※総合評価「D」を下回るダメージがある場合、出品基準外となります。

(著しい破損、汚損)

③石付き貴金属類及びブルースの評価

商品全体の総合評価とは別に、当社が評価の付与を必要と判断した場合、石部分の価値の参考として、参加マニュアルの評価基準に従い、石評価を付与する。

但し、石評価は石の種類及び天然石の保証をするものではない。

また、鑑定書やソーティング付のダイヤについては、石評価の対象外とする。

④色石の石評価について

透明度、内包物、キズ、色目を総合判断し、当社の公正かつ客観的な評価により、

「A、B、C、D」の参考評価を該当する石部分に付与する。

第4章 配送

第1条（検品における配送手続き）

- (1) 出品会員は、オークションに出品する場合、カスタマーセンターへ配送する手続きを行わなければならない。但し、モール出品の場合は、落札希望店より落札意思表示されてから商品を発送するものとする。その際は、商品の梱包を確実に行って配送すること。
- (2) 出品会員は、商品タグに必要事項を記入し、商品に添付して配送しなければならない。商品タグの添付が無い場合、「出品取消し」となることがある。
- (3) 出品会員は、出品予定商品をオークション起算日含む8日前18時迄に、カスタマーセンターへ到着するように手配しなければならない。

第2条（成約商品における配送手続き）

成約商品の配送は、カスタマーセンターで行う。また、成約商品の引渡し及び受領については、落札会員が責任を負うものとし、オークションで落札した商品の配送費等は、全額落札会員の負担とする。

第3条（落札商品配送業者指定）

落札商品の配送は、当社が指定配送業者に依頼するものとし、落札商品数により、規定の梱包方法にて配送を行う。落札商品の配送において、当社指定以外の配送業者を利用して配送することは原則できない。

第4条（落札商品クレームの配送料負担について）

落札会員からのクレームによる売買契約の解除（以下、「クレームキャンセル」という）及び売買代金減額時、出品会員は当該商品取引に関わる全ての配送料を負担しなければならない。クレーム申告が成立しなかった場合、落札会員はクレーム処理に関わる全ての配送料を負担しなければならない。

第5条（出品商品及び落札商品配送中の事故、損害補償）

出品会員からカスタマーセンターへの配送中の商品破損については、当社は一切の責を負わない。落札商品配送中の事故、損害等については、配送業者の運送保険が定める保険内容に則るものとし、当社は一切責任を負わないものとする。また、天災、地震など不可抗力に起因する商品損傷は免責とする。

第6条（返送について）

出品取消や流札商材を出品会員へ返送する場合、原則オークション起算日同週の金曜日に返送する。また、返送する際の返送代金については、出品会員の負担とする。

第5章 クレーム

第1条（目的）

本章は、オークションにおいて発生する会員間の取引上の問題について、これを建設的に解決し、売買当事者双方が理解と協力を持って、これにあたることを目的とする。

第2条（クレーム発生時の協力）

会員は、クレームが発生した場合、建設的かつ円満解決に協力し、当社が判断した結果を遵守するものとする。また、他の会員や当社へ迷惑をかけるような行為、又は会員としてふさわしくない行動（業界常識を逸脱した要求やクレーム解決の妨げとなる遅延行為等）を行ってはならない。

第3条（出品参加について）

当社の行う検品は、出品会員の申告に基づき、評価点を付与することが主たる目的であり、商品の外装、内装、機能を目視による確認、及び機械テスター等での確認となる。そのため、出品会員は、申告不備、出品情報を事前に確認し、全て出品会員がその責任を負うこととなる。また、出品会員も分かりかねるような、各部を取外したり、分解等を必要とする不具合についても出品会員の責任とする。

第4条（落札参加について）

落札会員は、参加規程、運営規程等の内容を十分理解し、出品商品の状態及び内容を確認し、不明な点は事前の問い合わせ等により、十分に把握した上で参加するものとする。落札商品の到着後は、速やかに商品を確認し、万々クレームがあれば、オークションが定める期限内に具体的な申告を行うこと。また、クレーム内容により客観的判断が必要だと認められた場合には、クレームの早期解決に向け、当社より対応を指示する場合がある。

第5条（クレーム対応の考え方）

- （1）オークションにて流通される商品は、新品として生産された品物が様々な使用環境を経て再流通される為、全ての商品がそのまま再販出来る状態ではないことを前提とし、判断することを基本とする。
- （2）オークションにて流通される商品は、未使用品若しくは中古品であるため、その商品の品質状態については、会員個々の価値観や「出品側」「落札側」と置かれる立場によっても見解の相違が発生することがあり得ることを了承する。
- （3）出品情報に記載が無い事項であっても、全てがクレームの対象とならないことを了承する。
- （4）出品情報に記載が無い事項のクレーム対応については、製造年、評価点、商品固有の特性を考慮し、出品、落札の立場が替わった場合にも同等な解決となるよう、オークションの健全化を前提に対応する。
- （5）クレーム発生時において、第三者の見解が必要な場合、基本的にメーカーの見積りを判断材料とし、出品情報及び経年劣化を考慮し、公平な立場で裁定を行う。

第6条（内外装のクレーム対応について）

落札商品の内外装において、出品情報と比べて明らかに相違があると当社が認めた場合、且つ、本章第12条に定める免責に該当しない場合に対応を行う。

当社では、加修費あるいは評価点毎の相場に対しての減額を行うわけではなく、出品情報を基に、その差違の程度を把握し、公平な立場で裁定を行う。

基本的には、売買代金減額の対応となるが、商品状態が出品情報と比べ、著しく差違があると当社が認めた場合は、クレームキャンセルとなる場合がある。

第7条（時計機能等の機械クレーム対応について）

基本的な考え方は、メーカー保証で対応できるものについては免責とする。

保証外商品については、出品会員が部品供給できるものについては現物対応を認める場合もある。それ以外は、部品代金を基に、製造経過年などを踏まえた売買代金減額を行う。但し、著しく機能に問題があると判断された場合や、修理費用が高額な場合、若しくは時間を長く要するなど解決が困難な場合は、クレームキャンセルを前提に対応する。

また、発見困難な加工や瑕疵が落札後に判明した場合、クレーム期間に関わらず当社判断でクレームキャンセルとする場合がある。

第8条（真贋クレームの対応について）

出品基準への適合判断確認は当社にて行うが、判断しかねる場合、メーカーに修理見積、又は真贋確認依頼をし、その結果を持って判断を行う。その場合の確認義務は、原則、落札会員にあるものとする。また、メーカーでの修理見積、又は真贋確認が困難な商品（加工品、ノベルティー品等）については当社が判断を行うものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

第9条（出品会員の参加確認義務）

出品情報は、出品会員が全て最終責任を負うものとする。また、出品会員の依頼により、出品商品を当社が入力した情報の入力漏れや記載ミス等があっても、その内容についての確認責任は出品会員にあり、事前に確認を行うものとする。また、出品会員は出品した商品本体のみならず、その付属品についても、その内容、品質に関して一切の責任を負うものとする。尚、出品会員は、クレーム等のトラブルが生じた場合、その処理に責任を持つものとする。

第10条（クレームキャンセル及び売買代金減額、部品現物供給）

- (1) 落札会員は、以下に定める事項に当てはまる場合、出品会員の故意、過失の有無を問わず、起算日を含め7日以内に限り、クレームキャンセル又は売買代金減額の請求を、当社を介して出品会員に行うことができる。但し、別途参加マニュアルにて特別に期間を設けた内容についてはこの限りではない。
- ①出品情報と落札商品の情報及び品質が著しく相違している場合。
 - ②瑕疵部分の回復に必要な部品を出品店が供給できるものについては、現物対応を認める場合もある。
- (2) 落札商品が盗難品又は遺失物であることが発覚した場合。
- (3) (2) 以外で、出品会員が所有権を有しない商品を出品し、落札会員が商品の所有権を取得できなかった場合、出品会員の故意、過失の有無を問わず、当該商品が成約したオークション起算日を含め1年以内に限り、落札会員はクレームキャンセルの請求を、当社を介し出品会員に対して行うことができる。
- (4) クレームキャンセルとなった場合、出品会員は当該商品成約時の成約価格と同額の商品代金、並びに落札会員が負担した全ての手数料、配送料等を落札会員に返金しなければならない。また、本条第6項に定める場合には、同項記載のペナルティ並びに、当社が認めた損害賠償額を落札会員に支払わなければならない。
- (5) クレームキャンセルとなった場合、商品代金、ペナルティ及び諸費用等の返還については、当社が出品会員に替わって落札会員に立替払いし、出品会員が当社に対し、当社が立替えた金額を支払うものとする。その場合、出品会員は当該商品の返還を受けていないことをもって、当社への支払いを拒むことはできない。また、当該商品の返還が遅れた場合でも、出品会員は損害賠償等何らの請求をできないものとする。
- (6) 当社は次の場合、出品会員に対し立替払い金を支払わないものとする。
- ①出品会員が破産、特別清算、民事再生、会社更生、その他これに準ずる手続きを開始した場合。
 - ②当社の調査により、出品会員が事実上倒産したと当社が判断した場合。
 - ③その他、出品会員の信用状態が相当程度悪化した場合。

第11条（盗難品及び遺失物について）

落札会員は、当該商品の盗難又は遺失のときから1年以内に限り、クレームキャンセルの請求を、当社を介し出品会員に対して行うことができる。

また、会員は、「古物営業法20条：盗品及び遺失物の回復」に則し、被害回復に努め、警察への捜査協力を行うこととする。

尚、当該商品に対し、修理、加工を既に行っていた場合の費用に関しては、原則出品会員の負担とする。但し、当社が判断した場合、その限りでは無い。

第12条（当日契約の解除）

会員は、以下に定めるキャンセルペナルティ、並びに成約手数料、落札手数料を支払うことにより、当オークション起算日の受付時間内に契約解除を申し出た場合に限り、売買契約を解除することができる。尚、当日契約の解除については、当社が落札会員又は出品会員より申し出を電話にて受付をし、相手方に通知する。万一、相手方が不在等により連絡がつかない場合、当社からその旨をFAX又は電子メールにより通知し、契約の解除とする。

- ①落札会員の都合により契約解除を申し出た場合
落札商品価格の10% + 手数料（自社落札手数料+プレミアム会員成約料）
- ②出品会員の都合により契約解除を申し出た場合
落札素材価格の20% + 手数料（自社成約手数料+プレミアム会員落札料）

第13条（落札商品についての免責事項）

落札商品について、次の項目に該当する事由が存在する場合は、免責として売買契約の解除、売買代金減額及び損害賠償の対象とはしない。但し、当社が免責不相当と認めたものについては、この限りではない。

- （１）出品情報と落札商品の内外装、機能の相違が、業者間オークション取引通念から当社が判断したもの。
- （２）メーカー保証で対応可能な場合の修理代及びその諸費用。
- （３）クレーム受付期間を経過したクレーム申請。
- （４）同商品に対して２度目以降のクレーム申請。（異なる内容含む）
- （５）クレーム申請中に出品会員の了解を得ないで加修、修理した費用。
- （６）クレーム申請中に、転売、小売り、オークション（ユーザー向け、当オークションを含む）への出品を行った場合。但し、盗難品、遺失物品、落札会員が所有権取得できないと発覚した場合は第10条（２）（３）で定める通りクレームを受け付けることがある。
- （７）付属品の欠品が、出品情報にて判断できる場合。
- （８）出品情報に記載のある株式会社中央宝石研究所発行以外の鑑定書、鑑別書に起因するクレームの場合。
- （９）出品情報に記載されている商品定価に相違があった場合。
- （１０）天然色石に対して下記の加工処理を除く加工処理がされている場合。
 - ①含浸処理（有色）
 - ②着色処理
 - ③拡散加熱処理
 - ④レーザードリリング但し、当社が認めた場合は、その限りではない。
- （１１）ブランドジュエリーのメーカー以外での加工、修理又は仕上げ等。

第14条（仲裁）

- （１）会員は、オークション上における取引上のトラブルについて、当社に依頼し早期解決により円滑な運営を図る。
- （２）売買契約の解除又は売買代金減額請求について、当社が公正、中立の立場で両会員の仲裁を行うものとする。
- （３）当社の仲裁による判断については、売買当事者双方とも誠意をもって従うものとする。

第15条（当社調査による事実上の倒産）

会員の取引状況等に応じて、当社は任意に会員を調査、訪問した場合等に、下記の事項の３項目以上に該当した場合は、会員を事実上倒産したと看做することが出来るものとし、直ちに契約解除及び清算手続きに入る事が出来るものとする。

- （１）電話をしても不通になり連絡が取れないことが継続した場合。
- （２）営業時間中であるにも関わらず社内に代表者又は従業員等が確認できない場合。
- （３）当社に登録された会員と無関係の第三者が社内又は店舗等を占有している場合。
- （４）通常営業を継続するために必要と考えられる備品が社内又は店舗に存在しない場合。
- （５）展示在庫が大幅に減少ないし存在しない場合。
- （６）新聞や郵便物が溜まっており、その量が膨大若しくは、金融機関、消費者金融事業者、税務署、裁判所等からの催促状がある場合。

- (7) 水道、電気等のメータが止まっている場合。
- (8) 代表者宅に(1)(6)(7)のいずれかに該当する事由がある場合。
- (9) 当社に登録された代表者個人の登録情報に事故情報がある場合。

手数料規定

第1条（手数料種別）

手数料の種類及び性質は、次の通りとする。

- (1) 成約手数料
出品会員は、出品商品が成約した場合、成約商品毎に成約手数料を支払わなければならない。
- (2) 落札手数料
落札会員は、出品商品を落札した場合、落札商品毎に落札手数料を支払わなければならない。
- (3) 商談手数料
会員は、流札商品を後商談により、取引が成立した場合、商談手数料を支払わなければならない。
- (4) 写真撮影料
会員は、商品の撮影を当社に依頼した場合、写真撮影料を支払わなければならない。
- (5) 返送手数料
会員は、当社から商品が返送される場合、返送手数料を支払わなければならない。
- (6) 出品取消手数料
出品会員の都合、若しくは出品基準に満たない商品で、各回オークション開催前に出品取消があった場合、出品取消手数料を支払わなければならない。
- (7) 流札手数料
新規出品及び再出品商品が流札した場合、流札手数料を支払わなければならない。
- (8) その他手数料
会員は、その他諸手続きにおいて、当社の定める手数料を支払わなければならない。

第2条（決済）

会員は、オークション起算日含め7日以内に、当社に対し手数料を支払うものとする。
又、当社は、商品代金の立替金等、当社の会員に対する支払いと前記手数料とを相殺することができる。

第3条（遅延損害金）

会員が負担する債務の支払いを怠った場合、年14.6%（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとする。

第4条（規定の改訂）

当社が手数料規定の改訂を行った場合、効力発生日を定め、改訂内容を事前にウェブサイト上の画面、電子メール、FAX等にて会員に通知する。

第5条（特別開催及び提携会場オークションに伴う手数料）

イベントオークション及び提携会場開催に伴う特別料金又は手数料については、別途会員に通知しその料金を適用する場合がある。

第6条（オークション手数料）

成約手数料及び落札手数料は、商品毎に商品代金に対して乗算する。

＜ 会員別オークション手数料一覧＞

※2010年5月1日以降

	成約手数料	落札手数料	商談手数料
プレミアム会員	3%	4%	500円
レギュラー会員	5%	6%	500円
セレクト会員	5%	6%	500円

※提携会場の手数料又は参加制限は、別途定めるものとする。

※セレクト会員は、「絵画、コイン・古銭コーナー」のみの参加とする。

※上記手数料には、別途消費税が発生する。

※上記分率計算にて成約手数料が500円に満たない場合、一律500円を当社に支払わなければならない。また、上記分率計算にて落札手数料が250円に満たない場合、一律250円を当社に支払わなければならない。

第7条（出品取消手数料）

出品取消を行った場合、下記表の出品取消手数料が発生する。

オークション	～金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
リアルタイム	500円	500円	500円	500円	1,000円
バリュープライス	500円	3,000円	3,000円	5,000円	

※商品毎に上記手数料が発生する。

※上記手数料には、別途消費税が発生する

第8条（写真撮影料）

会員の出品登録時に写真添付が、0～2枚以下の場合、写真撮影を当社へ依頼したものとし、写真撮影料は、1商材につき300円（税別）とする。

また、上記条件にて、評価点「D」に満たないダメージによる出品取消や、会員都合で出品取消となった何れの場合も、写真撮影料は発生する。

第9条（返送手数料）

当社から商品を返送する場合、返送手数料が発生し、1商材につき300円（税別）とする。

第10条（流札手数料）

商品が流札した場合、成約率に応じて以下の流札手数料が適用される。

- ・・・成約率70%以上90%未満の場合、1商材につき300円（税別）
- ・・・成約率50%以上70%未満の場合、1商材につき400円（税別）
- ・・・成約率50%未満の場合、1商材につき900円（税別）

但し、1開催当たりの出品点数が10点以下の場合、一律200円（税別）とする。

以上